

第一種フロン類充填回収業登録申請の手引

令和 8 年 3 月

長野県環境部資源循環推進課

はじめに

廃棄(整備)される第一種特定製品(業務用冷蔵(冷凍)庫や業務用空調機器等)からフロン類の充填及び回収(以下「充填回収」という。)を行おうとする方は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法。以下「法」という。)に基づき、都道府県知事の登録を受けなければなりません。また、第一種特定製品を廃棄(整備)する際、廃棄(整備)者自らそのフロン類の充填回収を行う場合にも登録が必要です。

また、登録を受けずにフロン類の充填回収を業として行った者には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられることがあります。

第1 第一種フロン類充填回収業者の登録

1 登録の申請(法第27条)

(1) 申請手続

第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)(以下「登録申請書」という。)に必要な事項を記入の上、(2)の添付書類を添え、(4)の窓口に(5)の部数を提出してください。

なお、登録申請手数料を(3)のとおり納付してください。

また、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又は県ホームページからダウンロードして作成してください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/furon.html>)

(2) 添付書類

※添付書類に記載する日付は登録申請書に記載する申請日と同日としてください。

ア 本人を確認できる書類

- ・ **個人の場合**：申請日前3ヶ月以内に発行された住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。)
- ・ **法人の場合**：申請日前3ヶ月以内に証明された商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
※住民票の写し、登記事項証明書等の公的証明書は原則、原本を添付してください。(4)の窓口にて原本照合を行った場合のみ、コピーの提出で構いません。

イ フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類(登録しようとする事業所ごと)

- ・ **自ら所有している場合**：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかのコピー
※上記の書類が提出できない場合は、回収設備の写真(機器全体及びメーカー型番がわかるもの)及び申立書(様式第5)を提出してください。
- ・ **自ら所有していない場合**：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかのコピー

ウ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類(登録しようとする事業所ごと)

- ・ フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等のコピー(フロン類回収設備の種類、回収できるフロンの種類及び回収能力が記載されたもの)

エ 申請者等が法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類

- ・ 誓約書(様式第4)

オ フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有することを証する書類(登録しようとする事業所ごと。事業範囲に充填が含まれない場合は不要です。)

- ・冷媒フロン類取扱技術者の資格を有している場合

冷媒フロン類取扱技術者証のコピー

- ・冷媒フロン類取扱技術者の資格を有していない場合

表1左欄に掲げるうちいずれかの書類に加え、表1右欄に掲げる書類

表1 充填に係る資格関係

充填に係る資格を有することなどを証する書類※ ¹	講習を受講したことを証する書類※ ¹
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍空調技士 ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機器以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事したことを証する書類 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士 ・ 冷凍空調工事保安管理者 ・ 自動車電気装置整備士※² ・ 充填業務の経験に関する資料 	<p>環境省及び経済産業省において「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性が確認された講習会※³を受講したことを証する書類</p>

カ フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有することを証する書類（登録しようとする事業所ごと。事業範囲に回収が含まれない場合は不要です。）

- ・ 表2に掲げるうちいずれかの書類

表2 回収に係る資格関係

回収に係る資格を有することなどを証する書類※ ¹
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷媒フロン類取扱技術者 ・ 冷媒回収技術者 ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ・ 冷凍空気調和機器施工技能士 ・ 冷凍空調工事保安管理者 ・ フロン回収協議会等が実施する技術講習に合格したことを証する書類 ・ 冷凍空調技士 ・ 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械）） ・ 自動車電気装置整備士※² ・ 回収業務の経験に関する資料

※1 資格証、講習会修了証等は、いずれもコピーで構いません。

※2 平成20年3月以降資格取得者又は平成20年3月以前の資格取得者でフロン回収に関する講習会を受講した者に限ります。

※3 該当する講習会は環境省ホームページで公表されており、随時更新されます。
(https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html)

(オ及びカに係る注意事項)

- ・ 表1左欄及び表2以外で業務用冷凍空調機器の整備等に関する資格を所有されている方は、申請の際に有効か否かお問い合わせください。
- ・ オ及びカの書類が重複する場合は、当該書類は1部のみ提出で問題ありません。
- ・ 資格等を有さない場合でも申請することができますが、フロン類の充填回収においては十分な知見を有する者が自ら行う、又は立ち会うことが定められていますのでご注意ください。（法施行規則第14条第9号、第40条第2号）

(3) 登録申請手数料及び納付方法

3,500円（同一都道府県内に複数の事業所があっても、手数料は変わりません。）

登録申請手数料は以下のアまたはイのいずれかの方法により納付してください。

なお、申請を取り下げる場合であっても、申請手数料は返戻しません。

（令和7年4月から「ア 長野県収入証紙の貼付による納付」に加え、「イ ながの電子申請サービスによる電子納付」が可能となります。）

ア 長野県収入証紙の貼付による納付

長野県収入証紙を登録申請書の長野県収入証紙貼付欄（又は別紙（任意様式））に貼付して提出してください。

【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、以下の場所で購入できます。

- ・知事の指定した売りさばき場所

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html>)

- ・長野県庁生活協同組合（現金書留又は銀行振込により郵送で購入できます。）

県庁生協連絡先 026-233-4071 (<https://www.pref-nagano-coop.or.jp/>)

イ ながの電子申請サービスによる電子納付

「ながの電子申請サービス」において電子納付申請の手続後、決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じてクレジットカード、PayPay、Pay-easy（ペイジー）のいずれかの方法で納付してください。手順は以下(ア)～(エ)のとおりです。

※登録申請書及び「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第7）を事前に準備した上で、(ア)の電子納付の申請をしてください。また、電子納付の申請後、期間をあげずに速やかに(イ)のとおり、書類を窓口へ提出してください。

(ア) 手引末頁の「申請手数料電子納付に係る申込先URL等」のURLまたは二次元バーコードから「ながの電子申請サービス」の申請画面にアクセスして電子納付の申請をしてください。申請時に登録した電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受付通知（電子メール件名「電子納付申請の受付について」）が送信されます。

(イ) 電子納付申請者は、登録申請書に「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第7）を添付して(4)の窓口へ提出してください。

(ウ) 電子納付申請及び登録申請書の提出を県で確認後、電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受理通知（件名「電子納付申請の受理について」）が送信されます。

(エ) 電子納付申請者は、(ウ)の受理通知内に記載のURLにアクセスし、画面の案内に従って決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じて支払期限までに申請手数料の納付をしてください。

なお、申請手数料納付に係る領収書は発行されませんので、必要に応じて納付画面を印刷するなどにより対応してください。

【登録更新申請における電子納付の際の留意点】

登録更新申請に際して電子納付を希望する場合は、登録申請書及び「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第7）が遅くとも登録有効年月日の10日前までに(4)窓口へ到達（必着）するように提出（窓口持参又は郵送）してください。

また、登録申請手数料の納付が登録有効年月日を過ぎてしまうと、登録更新申請を受け付けることはできません。この場合、従前の登録は失効となり、改めて新規登録申請が必要になりますのでご注意ください。

(4) 窓口

事業者の住所（法人の場合は本社所在地）を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」という。）環境・廃棄物対策課（地域振興局管轄区域一覧表（手引末頁）参照）。ただし、県外に事業者の住所（法人の場合は本社所在地）がある事業者の場合は、県庁資源循環推進課。

※郵送でも受け付けます。

(5) 提出部数

1部提出してください。

※次回更新時等のために、必ず控えは残すようにしてください。

(6) 留意点

ア 県内で充填回収を行う事業所が複数ある場合には、登録申請書（様式第1）の「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。

イ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、申請者・届出者の欄に申請者・届出者に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。

また、委任状（以下の(ア)～(エ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請・届出前3ヶ月以内としてください。

(エ) 連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。

※ 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

ウ 登録申請書（様式第1）裏面には、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名・経験年数を記載することができます。

2 登録の可否（法第28条第1項及び法第29条第1項）

以下の要件のいずれかに該当する場合は、法第29条第1項の規定により、登録が拒否されますが、それ以外の場合は、法第28条第1項の規定により、必ず登録されます。

(1) 欠格要件に該当する場合（法第29条関係）

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・法違反等により罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの
- ・登録を取り消され2年を経過しない者 等

(2) 第一種特定製品からフロン類の充填回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合しない場合（法施行規則第9条各号）

- ・申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その充填回収するフロン類の種類に対応していること。
- ・フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること。

(3) 登録申請書又は添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合

3 登録の更新（法第30条）

第一種フロン類充填回収業者（第一種特定製品からフロン類の充填回収を行うことについて法28条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）の登録の有効期間は5年間です。必ず有効期間を過ぎる前に更新の手続を行ってください。手数料は新規登録の際と同じく、3,500円です。手続については新規登録時と同様ですので、本手引の『第1-1 登録の申請（法第27条）』を参照してください。

4 登録の変更（法第31条）

第一種フロン類充填回収業者が表3の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に第一種フロン類充填回収業者変更届出書（様式第2）（以下「変更届出書」という。）に、当該変更に関して必要な書類を添付して、1(4)の管轄地域振興局又は資源循環推進課に1部提出してください。手数料は無料です。

なお、変更の日から30日を経過した日以降に提出することとなった場合には、遅延理由書（任意様式）を添付してください。

※添付書類に記載する日付は変更届出書に記載する届出日と同日としてください。

表3 変更届出関係

変更事項	添付書類
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 届出者が個人の場合は住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。） (2) 法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの） ※ 届出日前3ヶ月以内に発行されたもの
2 事業所の名称及び所在地	○事業所の廃止、事業所名称の変更又は所在地を移転する場合 添付書類は不要です。 ○新たに事業所を追加する場合 (1) 当該事業所におけるフロン類回収設備の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 (2) 当該事業所におけるフロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 (3) 当該事業所においてフロン類の充填回収を自ら行う者又は充填回収に立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の充填回収方法について十分な知見を有することを証する書類 ※ 変更届出書には、新しく設置する事業所名、事業所所在地、事業所連絡先、充填回収の対象となる冷媒機器の種類及び充填回収するフロン類の種類を記載してください。
3 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 (2) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
4 その業務に係る第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類	(1) フロン類の充填に用いるフロン類回収設備の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 (2) フロン類の充填に用いるフロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
5 事業所ごとのフロン類回収設備の種類及びその設備の能力	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類 (2) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
6 事業所ごとのフロン類回収設備の数	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類 (2) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(注1) このほかにも書類の提出をお願いする場合があります。

(注2) 5（回収設備の能力のみの変更）及び6の変更については、3又は4の変更を伴わない場合には届出不要です。

(注3) 本社を充填回収を行う事業所として登録している場合で、本社の住所が変更となった場合にあっては、旧本社を引き続き充填回収を行う事業所として登録しておくか否かを変更届出書に記載してください。

5 廃業等の届出（法第33条）

第一種フロン類充填回収業者が表4左欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、同表右欄の届出者がその日から30日以内に、廃業等届出書（様式第6）に届出時に有効な第一種フロン類充填回収業者登録通知書又は第一種フロン類回収業者登録変更通知書を添付して、1(4)の管轄地域振興局又は資源循環推進課へ提出してください。提出部数は1部です。手数料は不要です。

なお、廃業の日から30日を経過した日以降に提出することとなった場合には、遅延理由書（任意様式）を添付してください。

表4 廃業届関係

該当する事項	届出者
1 充填回収業を廃止した場合	充填回収業者であった個人又は法人を代表する役員
2 死亡した場合	その相続人
3 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
4 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
5 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合	その清算人

※変更届出や廃止届出の義務を怠った場合には、行政処分を受けるとともに、罰金刑に処せられることがありますので、必ず届出を行ってください。

第2 第一種フロン類充填回収業者の責務

1 回収したフロン類の引渡義務について

第一種フロン類充填回収業者は、回収したフロン類で、再充填または再利用しないものについては、第一種フロン類再生業者（法第50条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、フロン類破壊業者（法第63条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は法施行規則第49条第1号により知事が認める者（第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者。以下「知事が認める者」という。）のいずれかに、必ず引渡しをしてください。

また、フロン類をみだりに大気中に放出した場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず適正に回収・処理してください。

2 充填量及び回収量等の記録・報告（法第47条関係）

(1) 充填量及び回収量等の記録

第一種フロン類充填回収業者は、以下の事項について、記録を作成し5年間保存しなければなりません。なお、この記録は電磁的方法により作成し、保存することができます。記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった場合には、20万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず適正な記録を行ってください。

ア 記録を必要とする事項

(ア) 充填量等

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を充填した年月日、整備を発注した管理者及び第一種特定製品整備者^{*1}の氏名又は名称及び住所
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の

別ごとに、第一種特定製品の種類及び台数

- ・充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

※1 第一種特定製品の整備を行う者（以下「整備者」という。）

(イ) 回収量等

- ・第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる別ごとに、フロン類を回収した年月日及び整備を発注した管理者及び整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者^{※2}及び第一種フロン類引渡受託者^{※3}の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

※2 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「廃棄等実施者」という。）

※3 廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者（以下「引渡受託者」という。）

(ウ) フロン類が充填されていないことの確認等

- ・法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日
- ・当該確認の委託をした廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

(エ) 再生量等

- ・法第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日及びフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・再生をしたフロン類を充填した量

(オ) 第一種フロン類再生業者への引渡数量等

- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

(カ) フロン類破壊業者への引渡数量等

- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

(キ) 知事が認める者（法施行規則第 49 条第 1 号）への引渡数量等

- ・フロン類を知事が認める者へ引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

(ク) 法施行規則第 49 条第 2 号に規定する者への引渡数量等

- ・法施行規則第 49 条第 2 号に規定する者へのフロン類の引渡し及び返却の年月日
- ・法第 50 条第 1 項の規定により第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- ・フロン類の種類ごとの量

イ 保存について

(ア) 保存期間は 5 年間です。

(イ) 第一種フロン類充填回収業者は、整備発注者、整備者、廃棄等実施者等又は引渡受託者から記録(帳簿)を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、拒んではなりません。

※正当な理由とは

- ・記録の保存期間が既に経過している場合
- ・地震、水害、火災等の災害等により、記録が消滅してしまった場合

- ・ 閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合
- ・ 営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合
- ・ 閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

(2) 充填回収量等の報告

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類充填回収量等の実績について、毎年、年度終了後45日以内に、知事に報告しなければなりません（様式第3（第52条関係））。第一種特定製品の廃棄時及び整備時におけるフロン類充填回収量を記入し、回収量がない場合でも「0」と記入して報告してください。

報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず報告してください。

ア 提出にあたって

- ・ 報告期間は年度終了後45日間（毎年、5月15日までに報告する。）
- ・ 提出部数1部
- ・ 提出先は、郵送又は持参の場合、管轄地域振興局又は県庁資源循環推進課です。

なお、「ながの電子申請サービス」による電子申請も可能です。詳しくは、長野県公式ホームページに掲載されている、「充填回収量報告の電子申請マニュアル」をご覧ください。

（<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/furon.html>）

- ・ 第一種フロン類充填回収業者の登録単位（事業者ごと）に報告してください。（登録された事業所が複数ある場合でも、事業者単位でまとめてください。）

イ 廃業及び有効期限切れとなった事業者について

- ・ 廃業を届け出た充填回収業者及び有効期限切れとなった充填回収業者についても、当該年度分までの充填回収量を報告する必要がありますので、廃業を届け出た際、又は有効期限切れとなった際にご提出ください。

3 行程管理制度（フロン類の引渡し等を書面で管理する制度）（法第41～第44条）

フロン類の引渡し・引取りを適切に管理していくため、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合や引渡しを他の者に委託する際には、引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数等の必要事項を記載した書面を交付しなければならないこととなっています。

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類を引き取った際には、上記書面の交付を受けるとともに、引取りを証する書面を廃棄等実施者に交付してください。

本制度が守られない場合、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず遵守してください。行程管理制度については、JRECO（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）のホームページでもご確認できます（https://www.jreco.or.jp/data/koutei_guide_202001.pdf）。

(1) 行程管理制度の流れ

ア 第一種フロン類充填回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合

- ・ 廃棄等実施者が直接第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡す際、廃棄等実施者が書面（回収依頼書）を交付します。
- ・ 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者からフロン類を直接引き取った際には、引取証明書を交付してください。

イ フロン類の引渡しを委託する場合

- ・ 廃棄等実施者が引渡受託者にフロン類の引渡しを委託する際には、廃棄等実施者が引渡受託者に委託確認書を交付します。
- ・ 引渡受託者が第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他者に再委託する際には、書面（再委託承諾書）にて廃棄等実施者の承諾を受けることが必要です。
- ・ 引渡受託者（再委託を受けた者を含む。以下同じ。）は、第一種フロン類充填回収業者に委託確認書を回付します。
- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、引渡受託者を通じてフロン類を引き取った際には、引渡受託

者に引取証明書の写しを交付し、廃棄等実施者に引取証明書を送付してください。

ウ 保存について

- ・これらの書面は、廃棄等実施者、第一種フロン類充填回収業者、引渡受託者のいずれであっても3年間保存が必要です。ただし、法第47条に係る回収量等の記録として保存する場合は5年間なので注意してください。

(2) 「フロン回収行程管理票」について

回収依頼書や引取証明書の作成及び交付には、「フロン回収行程管理票」を利用するのが便利です。「フロン回収行程管理票」については、JRECO（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）等で案内・販売しています。（<https://www.jreco.or.jp/>）

なお、長野県庁、地域振興局環境・廃棄物対策課では取り扱い、販売はしていません。

4 第一種特定製品の引取り等に関する規制

廃棄等実施者は、第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者^{※1}に引き渡すときは、当該引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者である場合に限る。）にフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合^{※2}を除き、当該引取等実施者に引取証明書の写しを交付する必要があります。

※1 第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け（引取り等）を行おうとする者（以下「引取等実施者」という。）

※2 主務省令で定める場合

- ・引取等実施者にフロン類の引渡しの委託を行う場合
- ・フロン類が残存していないことの確認を受けた場合 等

第一種フロン類充填回収業者は、整備時にフロン類の回収を行った際に交付する「回収証明書」と廃棄時にフロン類の回収を行った際に交付する「引取証明書」を間違えないよう、交付する際に注意が必要です。

第 3 樣 式 集

様式第1【規則様式第1（規則第8条関係）】表面

登 録
 第一種フロン類充填回収業者 申請書
 登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

長野県知事 様
 （ 地域振興局長）

（郵便番号）
 住 所
 氏 名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項

第30条第2項

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登 録
 登録の更新 を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	（郵便番号）		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	C F C	H C F C	H F C
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)			
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)			
(3)フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象となる第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	C F C	H C F C	H F C
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
C F C用	台	台	
H C F C用	台	台	
H F C用	台	台	
C F C、H C F C兼用	台	台	
C F C、H F C兼用	台	台	
H C F C、H F C兼用	台	台	
C F C、H C F C、H F C兼用	台	台	

様式第1【規則様式第1（規則第8条関係）】裏面

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

※長野県収入証紙貼付欄

様式第2【規則様式第2（規則第11条関係）】

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 月 日

長野県知事様
(地域振興局長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3【規則様式第3（規則第52条関係）】

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

長野県知事 殿

(郵便番号)
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFC を充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFC を回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFC を充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFC を回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯年度末に保管していた量					kg	kg

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFC を充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFC を回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第 50 条第 1 項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓第 49 条第 1 号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

法第 41 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		台	台

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 - 3 第 49 条第 2 号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

誓約書

年 月 日

長野県知事様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録申請者及びその役員は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

記

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項に規定する欠格要件
- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - 四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - 五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申 立 書

長 野 県 知 事 様

住所：

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録申請者は、下記のフロン類回収設備の所有権を有していることを申し立てます。

記

- 事業所名：

- 回収設備
 - ・メーカー：
 - ・型 式：
 - ・台 数：

- 回収設備の写真：（全体並びにメーカー及び型式が分かる写真）

第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書

年 月 日

長野県知事 様

(郵便番号)

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、次のとおり第一種フロン類充填回収業者の廃業等を届け出ます。

第一種フロン類充填回収業者	
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
住 所	(郵便番号) 電話番号
登録番号	
登録年月日	年 月 日
届出事由が生じた日	年 月 日
届出事由	1 死亡した場合 2 法人が合併により消滅した場合 3 法人が破産により解散した場合 4 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 5 第一種フロン類充填回収業を廃止した場合
第一種フロン類充填回収業者と届出者との関係	1 相続人 2 合併により消滅した法人を代表する役員であった者 3 破産管財人 4 合併及び破産以外の理由により解散した法人の清算人 5 第一種フロン類回収業者であった個人又は第一種フロン類回収業者であった法人を代表する役員

備考 1 「届出事由」及び「第一種フロン類充填回収業者と届出者との関係」の欄は、該当する番号を丸印で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

申請手数料の電子納付に係る申出書

年 月 日

長野県知事様

電子納付申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより電子納付することを申し出ます。

記

1 電子納付に係る登録申請

※	申請内容		手数料（円）
	(1)	第一種フロン類充填回収業者の新規登録	3,500
	(2)	第一種フロン類充填回収業者の更新登録	3,500

※該当する申請に○を記入してください。

2 登録申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

※電子納付申請者と登録申請者が異なる場合のみ記入してください。

○ 地域振興局 管轄区域一覧表

地域振興局名	住 所	直通電話 FAX メール	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久 郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)1672 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾 郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩 郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水 内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	電話 026(235)7164	県外

○ 申請手数料電子納付に係る申込先 URL 等

申 請 の 区 分	URL	二次元バーコード
(1) 第一種フロン類充填回収業者の新規登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48252	
(2) 第一種フロン類充填回収業者の更新登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50347	